







産業廃棄物処理

総務科長	総務班長	係
		

件名	産業廃棄物処理				図面No	1/2
図名	表紙				縮尺	-
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理	作成者	
						
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊				令和6年1月25日		

仕様書

1 件名

産業廃棄物処理

2 場所

宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地

3 概要

都城駐屯地で発生した産業廃棄物の収集運搬処理を実施する。

4 一般共通事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し実施するものとする。
- (2) 運搬処理期間は令和6年4月5日(金)～令和6年3月21日(金)までとし、マニフェストの処置(提出)は令和6年3月28日(金)までに終了するものとする。
- (3) 産業廃棄物処理においては、作業現場の風紀・衛生管理上十分注意を払うものとする。
- (4) 収集運搬は毎週金曜日を基準として、それぞれパッカー車1台で実施するものとする。ただし、1台で収集できない場合は、係官と調整の上、その指示に従うものとする。また、収集予定日は原則、別紙のとおりとするが、年末年始等前後の収集日に官側の都合により変更が生じる場合は、係官との調整により実施するものとする。
- (5) 本役務で収集した産業廃棄物は、他事業所等の産業廃棄物と混合せず確実に適正な処分を実施するものとする。また、処分量(kg)を証明する明細書(重量票等)を提出するものとする。
- (6) 不明な事項は係官と調整の上、実施するものとする。
- (7) 万一事故が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。

5 特記事項

- (1) 本役務に該当する産業廃棄物は、プラスチック製容器、発泡スチロール、PPバンド、ラップ類、トレー、ビニール袋及びPP製ファイル等、都城市の指導要綱等に表示されたものとする。
- (2) 受注者は必要事項を記入したマニフェストのうち、控えとしてA票を現地にて係官に渡すものとする。処分後は10日以内にその他のB、D、E票を係官に提出するものとする。
- (3) 受注者は産業廃棄物の引取りが終了した日から速やかに処理を完了させるものとする。

6 年間収集予定数量

区分	予定数量(年間)
産業廃棄物	22,569 kg
運搬車両	47 台



案内図



配置図

件名	産業廃棄物処理	図面No.	2/2
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊			令和6年1月25日